

大労発基 0413 第 2 号
令和 3 年 4 月 13 日

建設業労働災害防止協会
大阪府支部長 殿

大阪労働局長



令和 3 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

労働衛生行政の推進につきまして、平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成 29 年より「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年 1 年間の全国の職場における熱中症の発生状況（1 月 15 日現在の速報値。別紙参照）を見ますと、死亡を含む休業 4 日以上之死傷者数 919 人、うち死亡者数は 19 人となりました。業種別に見ますと、死傷者数においては、建設業 201 件、製造業 190 件となっており、全体の 4 割強がこれらの 2 つの業種で発生している結果となっております。また、死亡者数は、建設業、製造業、清掃と畜業の順に多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切に実施されていなかったために被災者の救急搬送が遅れた事例も含まれていました。さらに、WBGT 値を実測せず、そのため WBGT 基準値に応じた措置が講じられていなかった事例も見られています。

大阪府内におきましては、熱中症による死亡者数、休業 4 日以上之死傷者数ともに、前年より 1 人減少しました。ただ、梅雨明けが 7 月末で 7 月の発生が少なかつたにもかかわらず、結果ここ 10 年間では、昨年に続き 3 番目に多い年となりました。

このため、別添のとおり、令和 3 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）を定め、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることとします。キャンペーンでは、特に、事業場における WBGT 値（暑さ指数）の把握の促進や、衣服の通気性等に応じて補正を行った WBGT 基準値に基づく労働衛生管理に重点を置き、関係省庁及び関係団体とも連携して周知・啓発を図ることとしております。

また、キャンペーンの一環として、厚生労働省ホームページにおいて職場における熱中症予防対策を一元的に情報提供するポータルサイトの開設等が行われる予定です。なお、重点取組期間は、大阪では 7 月～8 月としております。

つきましては、貴団体におかれましては、キャンペーンの趣旨を御理解いただき、実施要綱に基づき、会員事業場に対し周知を図っていただきますとともに、確実な取組が行われるよう熱中症予防対策の推進に特段の御配慮をお願いいたします。なお、実施にあたりましては、昨年同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながらないよう御配慮のうえ各会員事業場で取組を実施いただきますようお願いいたします。